

石 運 整 第 3 1 号
平成31年4月19日

旅客自動車運送事業者 各位
貨物自動車運送事業者 各位

石川運輸支局

バス運転者の対向車線走行事案の発生を踏まえた指導監督の徹底等について

4月5日、東京都足立区において、交差点手前から発生していた渋滞に遭遇した乗合バスの運転手が、運行が遅れて次のバス停留所の発車時刻に間に合わなくなることを懸念し、なるべく早く交差点を右折しようとして、一時的に反対車線を逆走する事案が発生しました。

本件の詳細については現在調査中ですが、自動車運送事業においては輸送の安全の確保が適確な事業遂行の大前提であり、運行の定時性その他の利用者利便の増進を図るあまり輸送の安全がおろそかにされるようなことは厳に回避する必要があります。

本事案の発生を踏まえ、貴事業者におかれましては「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用の上、同マニュアルにある「運行時間に気を取られ、急ぎやあせりの気持ちが心理を支配すると、スピードの出しすぎ、強引な車線変更、一時停止の無視などの危険な運転をしがちとなること」を確実に理解させること、交通関係法令その他の関係法令を順守すること等に関する運転者に対する指導監督を徹底するよう、よろしく願いいたします。

・「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」

(平成24年3月策定、平成30年6月改訂)

※上記のマニュアル及びガイドラインは以下のページにおいて確認できます。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html>